

【 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 対 策 】
雇用調整助成金 申請・活用の手引き

パート②-5

雇用調整助成金の特例措置等の延長について

〔11月27日公表〕

2020年12月2日
経団連 労働政策本部

雇用調整助成金の特例措置等の延長に関する政府方針の決定 〔2020年11月27日（金）〕

◇政府は今般、以下の方針を決定をしました。

- 雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、2021年2月末まで延長
- 感染防止策と社会経済活動の両立が図られる中で、休業者数・失業者数が急増するなど雇用情勢が大きく悪化しない限り、雇用調整助成金の特例措置等は、段階的に縮減を行っていく

※厚生労働省プレスリリースURL

https://www.mhlw.go.jp/stf/enchou210228_00003.html

◇今後のスケジュール(予定)

- ・12月25日(金)開催の職業安定分科会にて省令改正の諮問・答申
- ・2021年1月1日(金)、改正省令を施行

【参考】雇用調整助成金 コロナ特例措置等の概要

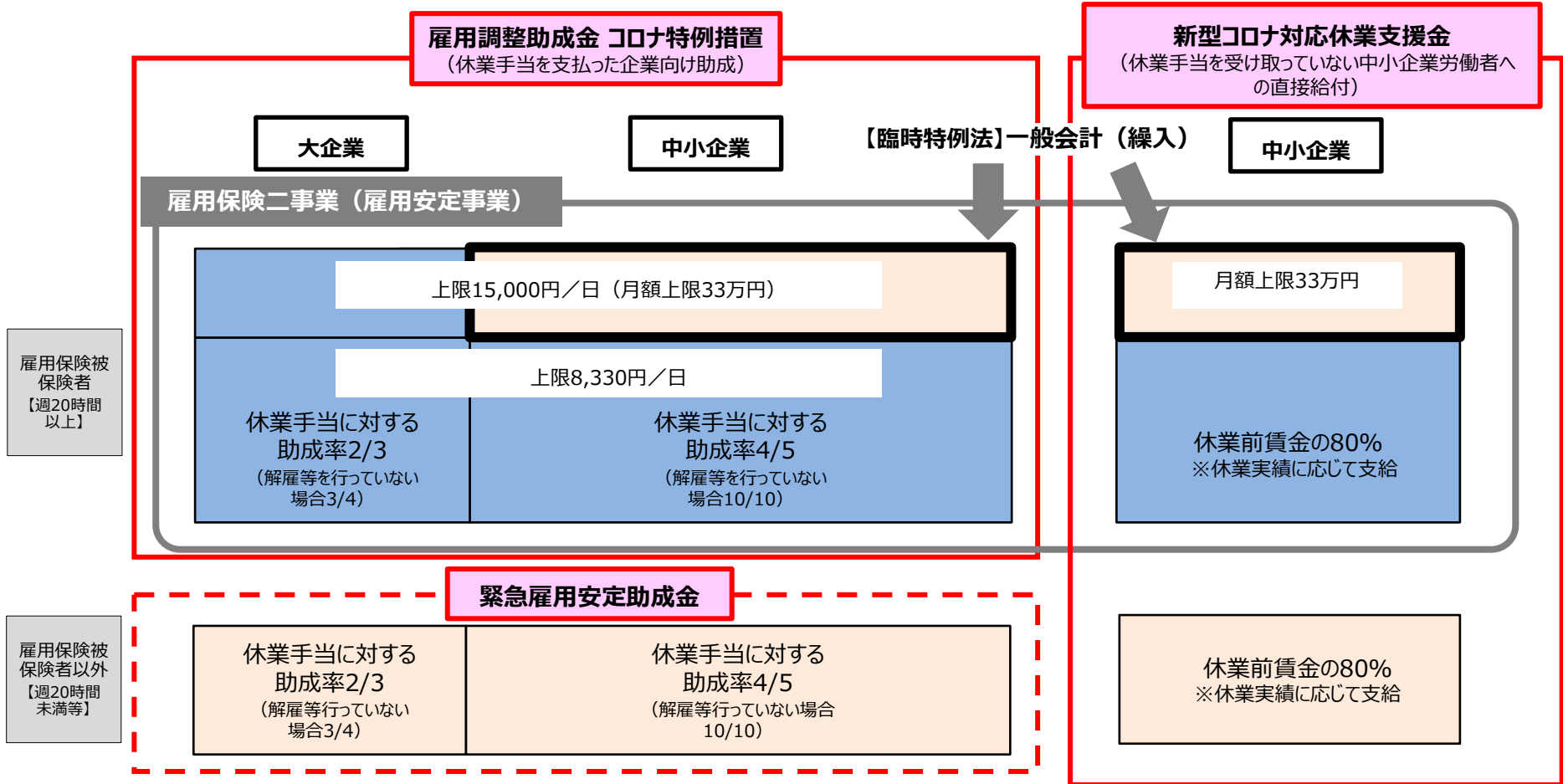
- 雇用調整助成金は、景気の変動等の経済上の理由のため、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練または出向により、労働者の雇用の維持を図る場合に、その賃金等の一部（休業手当相当額）を助成する制度。雇用保険二事業の一つ（雇用保険二事業の財源は全額事業主負担）
 ※高度成長から安定成長への転換期にあたって、短期の景気変動に伴う失業予防対策等の観点から、1975年、雇用調整助成金が創設

〈雇用調整助成金の本則とコロナ特例措置の比較〉

要件項目	特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置 (4月1日から2月末まで)
対象事業主	経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の 影響を受ける事業主【全業種】
生産指標	3か月10%以上低下	1か月5%以上低下
対象労働者	雇用保険被保険者のみ	雇用保険被保険者に加え、非保険者も対象
助成率	2/3(中小) 1/2(大企業)	4/5(中小) 2/3(大企業) ※解雇等を行わない場合: 10/10(中小) 3/4(大企業)
助成上限額	休業・教育訓練の助成額の上限額は8,330円	休業・教育訓練の助成額の上限額は15,000円
計画届	事前提出	提出撤廃
クーリング期間	1年のクーリング期間	クーリング期間撤廃
被保険者期間	6か月以上の被保険者期間	撤廃
支給限度日数	1年100日、3年150日	同左+上記対象期間(別枠扱い)
短時間休業	短時間一斉休業のみ 休業規模要件: 1/20(中小) 1/15(大企業)	短時間休業要件 緩和(一斉でなくても可) 休業規模要件: 1/40(中小) 1/30(大企業)
残業相殺有無	残業相殺	残業相殺 停止
教育訓練に関する助成率	教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率: 2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額: 1,200円	教育訓練の助成率: 4/5(中小) 2/3(大企業) ※解雇等を行わない場合10/10(中小) 3/4(大企業) 加算額: 2,400円(中小) 1,800円(大企業)
出向期間	3か月以上1年以内	1か月以上1年以内

〈今回の失業予防対策の全体像〉

新型コロナウイルス感染症特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金



出典：厚生労働省資料に基づき経団連事務局にて作成